

# こいくちしょうゆの認証基準

## 第1 適用の範囲

この基準は、福井県内に住所または主たる事務所が存在する製造業者が、県内に所在する製造所で製造した「こいくちしょうゆ」に適用する。

## 第2 定義

この基準において「こいくちしょうゆ」とは、丸大豆にほぼ等量の小麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものを蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したものに食塩水を加えた諸味を発酵させ、及び熟成させて（本醸造方式）得られた清澄な液体調味料で、しょうゆの日本農林規格第3条のこいくちしょうゆの「特級」の規格に適合するものをいう。（製造工程においてセルラーゼ等の酵素を補助的に使用したものを除く。）

### 【日本農林規格第3条こいくちしょうゆ特級の規格】

色度：標準色18番未満

全窒素分：1.50%（容重）以上

無塩可溶性固形分：16%（容重）以上

アルコール分：0.8%（容重）以上

この基準において糖類の定義は次のとおりとする。

糖 類	砂糖・果糖等、天然又は天然に含まれているものを精製、濃縮したもので、合成・人工甘味料を除いたもの
-----	--

## 第3 品質及び品質表示

しょうゆの品質及び品質表示の基準は次のとおりとする。

区 分	基 準	
品 質	使用原材料	丸大豆は福井県内で生産されたもののみを使用していること。 小麦は国産を使用すること。
	製造方法	本醸造方式によるものであること。
	性 状	よく発酵、熟成した醸造こいくちしょうゆの特徴である独特の透明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及び旨味を有していて、異味異臭及びかびがないこと。
	異 物	含まれていないこと。
	食品添加物	アルコール、糖類以外の食品添加物を使用していないこと。 糖類を加える場合、糖類は定義によるもの。
	内 容 量	表示内容量に適合していること。

表 示	一括表示事項	加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）の規定に従って表示すること。 (表示例)												
		<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>こいくちしょうゆ（本醸造）</td> </tr> <tr> <td>原材料名</td> <td>丸大豆（福井県産）、小麦、食塩 アルコール</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>〇〇m l</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>直射日光、高温・多湿の場所を避けて 保存してください。</td> </tr> <tr> <td>製 造 者</td> <td>〇〇〇〇醤油株式会社 福井県〇〇市〇丁目〇番地</td> </tr> </table>	名 称	こいくちしょうゆ（本醸造）	原材料名	丸大豆（福井県産）、小麦、食塩 アルコール	内 容 量	〇〇m l	賞味期限	平成 年 月 日	保存方法	直射日光、高温・多湿の場所を避けて 保存してください。	製 造 者	〇〇〇〇醤油株式会社 福井県〇〇市〇丁目〇番地
	名 称	こいくちしょうゆ（本醸造）												
原材料名	丸大豆（福井県産）、小麦、食塩 アルコール													
内 容 量	〇〇m l													
賞味期限	平成 年 月 日													
保存方法	直射日光、高温・多湿の場所を避けて 保存してください。													
製 造 者	〇〇〇〇醤油株式会社 福井県〇〇市〇丁目〇番地													
特別表示事項及びその表示方法	一括表示事項外に認証マークを表示するとともに「福井県産〇〇使用」等福井県産を使用した旨を記載することができる。													
表示禁止事項	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は表示していないこと。													

#### 第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づいた適切な管理が行われていること。

#### 第5 品質管理

##### 1 生産・製造管理

古くから伝承されている技法もしくはこれに新しい技術を加えて製造したもので、原材料から製品にするまでの工程において、食品衛生法の遵守し、適正な製造管理をすること。

##### 2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が 1 人以上いること。

#### 第6 認証方法

認証のための適合審査は、「厳選ふくいのみ」認証要綱に基づく。

#### 第7 技術指導

認証を受けた製造業者は、国や県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるように努めること。